

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 27 日

各 都道府県 }
政令市 } 大気環境担当課 殿

環境省水・大気環境局

大 気 環 境 課

自動車環境対策課

微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分測定マニュアルに関する
Q & A の策定について

大気環境行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

微小粒子状物質（以下「PM_{2.5}」という。）の成分分析の実施については、平成 22 年 3 月 31 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」に基づき、「微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分分析ガイドライン（平成 23 年 7 月 29 日環水大大発 110729001 号）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、「微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分測定マニュアル（平成 24 年 4 月 19 日付環水大大発第 120419002 号）」（以下「成分測定マニュアル」という。）に基づいて実施することとしております。

今般、環境省では、PM_{2.5} の成分分析に係る精度の向上を目的として、成分測定マニュアルに関する Q & A を別紙のとおり策定しましたので、お知らせします。

問合せ先

環境省水・大気環境局大気環境課

担当：船越・井形

TEL：03-5521-8294

E-MAIL：CHOSA_TAIKI@env.go.jp